



子どもの人権・権利を守る仕組み

国内外での子どもコミッショナー、オングズペーソンの取り組み

野村武司

はじめに

子どもの人権・権利を守る仕組み——こうした仕組みについて、国連・子どもの権利委員会は、Independent monitoring のメカニズムとして、わが国を含めて、子どもの権利条約の締約国にその設置を求めている。

こうした仕組みは、「機関」として設置されることになると思われるが、国連・子どもの権利委員会一般的意見2号（以下、一般的意見2号）も踏まえて、やや平たく言うと、「国や自治体とは距離感を保つて、子どもの権利が守られているかどうかをモニターし（monitor）、子どもに開かれた形でかつ子どもの意見を十分聴いたうえで、子どもの権利を守る（protect）とともに、子どもの権利を促進する（promote）役割を持つ機関」ということになる。諸外国では、ノルウェーの子どもオンブズマンが先駆けであり、いすれも国レベルのものが多く、約85か国で設置されている▼¹。

わが国もこうした国レベルの機関の設置が、国連・子どもの権利委員会から再三にわたって求められ▼²、これも踏まえて、こども基本法の国会審議に際して、子どもコミュニケーターとして議論はされたが、その設置は見送られた。ただし、同法附則第2条の検討課題の一つとされ、今後の議論に委ねられることとなり、今後、その設置に向けて本格的な議論が期待されている。

子ども「ミニッショナー」／子どもオンブズパーソン

(1) 子ども「ミニッショナー」？ 子どもオンブズパーソン？ あるいは？

ところで、子どもコミッショナー、子どもオンブズパーソンといった呼称についてであるが、子どもコミッショナーという呼称は、概して、英語圏の国で使われており、ヨーロッパ大陸系の国では子どもオンブズマンと言われることが多い。例えば、北欧の子どもオンブズマンは、「はじめに」で述べた役割を担うが、概して、子どもからのアクセスに開かれているものの、個別案件について解決を図るという「個別救済」までは基本的に行っていない。この点は、イングランド、スコットランド、ウェールズなどのイギリスの子どもコミッショナーも同様である。ただし、英語圏でも、アイルランドでは、子どもコミッショナーではなく、子どもオンブズマンという名称を使い、かつ、「個別救済」を行っている点に特徴があるとされている。

この点について、スコットランドの前子どもコミッショナーのブルース・アダムソン (Bruce Adamson) 氏は、機能に即して、「オンブズマン・モデル」といった場合、個別救済を含むものであるとし、これと「コミッショナー・モデル」を分けるのは個別救済機能があるかどうかによるとしていた。こうした区分にしたがえば、英語圏の子どもコミッショナーおよび北欧の子どもオンブズマンは、名称にかかわらず、「コミッショナー・モデル」ということになり、アイルランドの子どもオンブズマンは、「オンブズマン・モデル」ということになる▼³⁰。

国連・子どもの権利委員会は、2002年的一般的意見2号（「国内人権機関の役割」）で、その設置と運営の指

針を示し、その中で、パリ原則（『国際連合・国家機関の地位に関する原則』1992年人権委員会、1993年国連総会採択）を含めた指針または原則に沿うことが重要であるとしつつ、制度については柔軟で、子どもコミッショナーか子どもオンブズマンか、さらに国家人権委員会かといった区別を特にしているわけではない。そして、2003年の一般的意見5号（「子どもの権利条約の実施に関する一般的措置」）において、こうしたいづれかの機関の設置を求めており、さらに、2009年の一般的意見12号（意見を聽かれる子どもの権利）では、締約国の「中核的義務」の一つとしてかかる機関の設置をあげている。

（2）こうした機関はなぜ必要か

かかる機関の必要性については一般的意見2号で述べられているが（パラ5）、要するに、子どもに対する施策がたくさんあるにもかかわらず、従来のシステムでは、それはもっぱら大人が決めており、それについて子どもが意見を言う機会も、それを聽かれることもないといったことが、子どもの権利保障のあり方、さらに子どもを権利の主体と考える社会の在り方と一致しないということが背景にあり、子どもの声を届け子どもの最善の利益を確実に実現するためには、子どもの意見に耳を傾け、これを受け止め、それを代弁し、子どもの最善の利益の実現に尽くす機関が必要であるという考えに基づいている▼⁴。

（3）こうした機関に求められるもの

こうした機関の権限について、一般的意見2号は、子どもの権利条約を取り入れ、かつ、法規ができるだけ広く、その権限が与えられている必要があるとしている（パラ8）。一般的意見2号で示されている活動の範囲は多

岐にわたっているが（パラ19では20項目（a）～（t）を例示的に示している）、第一にあげられているものは、子どもの権利侵害に対する救済の提供である。子ども等からの苦情や申立てを取り上げ、関係者からの聴取、証拠となる関係記録へのアクセス等を内容とする調査を実施し、適切と考える場合、調整（mediation）を行うことをあげている（パラ13）。

さらに、求めに応じたものであるか發意によるかを問わず、子どもの権利の促進および保護に関する事項にして見解を表明し、勧告をし、報告を作成し、公表すること（同（c））をあげており、いわゆる制度改善の機能に言及している。その対象は、子どもの権利に関わる法規定およびその運用、子どもの権利の実施状況、子どもの権利の状況等、広範に及ぶ。

なお、こうした機関の活動のための適切な資金供与は、条約第4条に照らして国の義務であるとしており（パラ11）、パリ原則においても、「活動の円滑な運営にふさわしい基盤、特に十分な財政的基盤を持つものとする」としたうえで、財政基盤の目的は、「国内機構が政府から独立し、その独立に影響を及ぼすような財政的コントロールに服することのないように、国内機構が独自の職員と事務所を持つこと」にあるとしている。

2　—— 国の子どもオンブズパーソン／オンブズパーソンの取り組み —— アイルランドを例に

各国の国レベルの子どもオンブズパーソン／子どもコミッショナーは、それぞれにパリエーションがあり一概には説明することはできないが、例えば、コミッショナー・モデルが中心のヨーロッパにおいて、オンブズマ

ン・モデルを採用して個別救済も行っているアイルランドの子どもオンブズマンを紹介しておこう。⁵⁰

(1) 組織

アイルランドの子どもコミッショナーは独任制⁵¹の機関であり、2002年の子どもオンブズマン法（Ombudsman for Children Act⁵²以下、「OCA」とする）により、2004年に、子どもオンブズマンが任命され、子どもオンブズマン事務所が開設されている。子どもオンブズマンの任命は、議会の推薦決議に基づいて大統領が行うものとされ、任期は6年である。オンブズマンの任命に際して、子どもたちからの面接も行われることである。⁵³

(2) 個別救済

いわゆる「個別救済」であるが、国または国に代わって提供されるサービスを対象として行なわれ、苦情の申立て（救済の申立て）は、子ども本人の他、子どもに代わって大人が行なうことができる。申立てがなされた場合、まずは、他に利用可能な方法があればそれを示し、そのうえで、予備審査（preliminary examination）がなされる。その中で、申立ての対象となる機関に通知がなされ、対応を促すことがあり、多くの場合、これにより、解決するところれている。解決せずかつ公正または健全な行政に反している場合には、調査が行われることになる（OCA第9条）。調査を終了する際には、調査声明（investigation statement）⁵⁴、必要な場合には関係機関に対して勧告（recommendation）が発せられる。⁵⁵

子どもオンブズマンには、関係機関が保有している書類および物を提出させる権限が与えられているが、勧告

には法的拘束力はない。ただし、例えば、同じ苦情が継続して発生し、システム上の欠陥が示唆される場合などについては、子どもオンブズマンは、特別報告 (special report)として、年次報告書において示すことができるところである（OCA第13条第5項）。これは、制度改善を促すもので、苦情処理機能を、広範な権利保護、促進機能に結びつける重要な機能であるとされている▼⁹。

ところで、「こうした苦情申立てについて、子どもオンブズマンは、「子どもオンブズマン事務所による苦情申立ての取扱いに関する手引き」(A guide to complaint handling by the Ombudsman for Children's Office、以下、手引き)を公表している。苦情の解決は、(裁判のように)「敵対的または対立的」ではなく、「審問的で、柔軟なかつ関係当事者において行われる調査手続 (inquisitorial, flexible and private process of inquiry)」であるとされ▼¹⁰、「手引き」では、相互理解に基づく、インフォーマルな解決の支援であり、その処理については、前記のように進められるものの、法律の範囲内で、適切な手順を裁量的に導入する権限があることが強調されている▼¹¹。子どもオンブズマン法は、こうした調査の原則として、「当該子どもの最善の利益を考慮し、また、可能な限り、子どもの年齢および理解度を考慮し、当該子どもの希望に配慮しなければならない」(第6条第2項)と規定しており、「手引き」ではさらに、「子どもの最善の利益」「独立性」「公平性」「誠実さ」「一貫性と柔軟性」「比例性」「透明性」「アクセシビリティ」「包括性」「参加」「専門性と結果重視」の10の原則があげられている▼¹²。

ただし、苦情および調査は、関係当事者が「苦情について相互理解に達し、インフォーマルに解決する」とを支援することを目的としていることから、子どもオンブズマンは、苦情処理において、「子どもの擁護者でも、苦情を受けている機関の敵対者でもない」(「手引き」P.7)としており、子どもオンブズマンを、「子どもの代弁者」と位置づける日本の相談・救済機関とは若干の違いがみられる。

(3) 制度改善

アイルランドの子どもオンブズマン法では、子どもオンブズマンの重要な役割として、政府に助言、提言する機能があげられている（第7条第4項）▼¹³。これが、前述のとおり、個別救済機能の延長としてこれが行われるということは重要であるが▼¹⁴、加えて、OCAは、発意または政府からの要請に基づいて、子どもの権利の観点から政府に助言する役割（Advising Government）を子どもオンブズマンに与えている。

この機能は、法律と政策の子どもの権利条約との調和を促進（promote）する機能であり▼¹⁵、「この機関が、委縮や忖度なしに、こうした助言を提供できる方法で設置され、これが真剣に受け止められるための必要な完全性と地位を備えていること」、つまり独立性が重要であるとされている。そして、「子どもに直接耳を傾けることは決定的に重要である」ともしている。

アイルランドの場合、助言の対象は、「子どもの権利および福祉に関するあらゆる事項」とされており、法案が実施された場合の子どもへの影響も含んでいる（OCA第7条第4項括弧書き）。実効性を高めるためには、法律案の起草の早い段階で助言の要請がなされる必要があるとの指摘が子どもオンブズマンからなされている（2010年年次報告書）。

(4) 子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及・啓発は、子どもオンブズマンの重要な役割である（OCA第7条第1項）。普及・啓発の機能において、子どもに関することについて子どもの意見が表明され、聽かれるようになると、子どもの権利

の重要性に関する理解と啓発を促進する」と、メディアと緊密に連携し、この分野での研究・教育活動を実施または後押しをする」と、政府、公的機関、市民に子どもの権利条約を普及することなどが重要であるとされる▼¹⁶。

子どもオンブズマンにおけるこの分野の活動は、子どもオンブズマンの活動の中心的な柱であり、子どもとの直接的な関わりと参加によって行われ▼¹⁷、若者議会 (Dáil na nÓg)、子ども議会 (Dáil na bPáistí)、地方政府レベルの若者評議会 (Comhairle na nÓg)、同子ども評議会 (Comhairle na bPáistí) の子どもとの協議も積極的になされている。

また、ユース・アドバイザリー・パネルを設けて、子どもと協議を行つており、子どもオンブズマンが政策提言を行う際のテーマの選定にあたり提案を受けるほか、パネルが中心となつて行つている国連・子どもの権利委員会による政府の定期審査に向けて提出する子どものレポートの作成にも関与し、2022年9月には、“Pieces of Us - A Children’s Report to the UN Committee on the Rights of the Child”这样一个タイトルのレポートを子どもオンブズマン事務所がパネルと協働で作成している。

3 | 自治体の子どもの相談・救済機関

(一) 自治体との相談・救済機関の広がり

日本では、国の動きと異なり、すでに、1998年に制定された兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパー

ソン条例をはじめとして、自治体レベルで、条例に基づく子どもの相談・救済機関の設置が増えてきている。国連・子どもの権利委員会の第4回・第5回の総括所見では33の自治体で設置されたとされ（パラ12）、2022年10月現在で40を超える自治体で設置されてきている¹⁸。なお、名称としては、子どもの人権オンブズパーソン、子どもオンブズマンの他、子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済委員などといった名称が多い（本章では、総称として「子どもの相談・救済機関」という）¹⁹。

（2）自治体子どもの相談・救済機関の特徴

わが国の自治体子どもの相談・救済機関の機能について、いろいろな分類が可能であると思われるが、筆者は、一応、前記で示したように、「個別救済」「制度改善」「子どもの権利の普及・啓発」の三つに区分をしている。

そのさきがけとなつた川西市の子どもの人権オンブズマン条例は、いずれも重視しているが、「個別救済」と「制度改善」を特に重要な職務と位置づけており²⁰、特に、制度改善は、自己発意によることを排除していないものの、個別救済の申立て等に伴う調査の結果としてなされることが期待されている。

川西市の条例は、その後、子ども相談・救済機関を設置した自治体において、何らかの形で参照されており、その意味で、わが国の自治体子どもの相談・救済機関は、「個別救済」に軸足を置いた、文字通り、「子どもの相談・救済機関」の実質を持つた仕組みとして広がってきている²¹。

（3）自治体子どもの相談・救済機関の仕組み・オンブズワーク

自治体子どもの相談・救済機関は、自治体の条例ごとにその仕組みに違いがあるが、典型的な仕組みとしてい

うと、概ね3名程度の複数の（多くは多職種の）委員により構成されている。ただし、合議制の委員会というよりは、独任制複数の委員の形をとっているところが多い。これは、相談に即応し、迅速に対応するために委員一人で、独立して動くことができるよう配慮したものである。

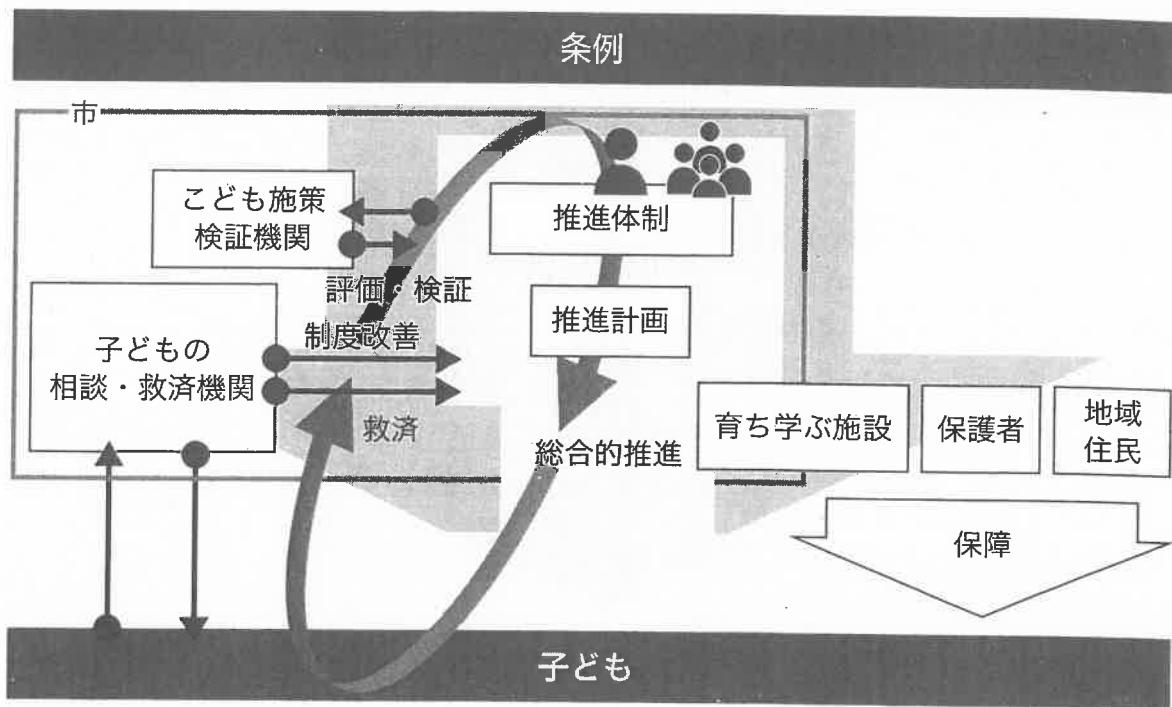
子どもの相談・救済機関には、その窓口として「相談室」が置かれている。相談室には、相談に応じ、子どもの権利侵害等を調査するための「調査・相談スタッフ」が配置され、子どもがアクセスしやすいように、常時開室する体制をとっているところが多い。

子どもの相談・救済機関の手法を、総じてオンブズワークという言い方で表すことがある▼²²。「子どもの話をよく聞き、子どもの解決イメージを大切にして、子どもの代弁者として子どもの思い、考え、意見を伝え、子どもを問題解決の主人公としてエンパワメントしながら、子どもがこれならできると思える方法で、子どもの最善の利益を図る」、こうした「やり方」をオンブズワークと呼んでいる。

オンブズワークは、個別救済の中では、制度上、相談から問題の解決（救済）に至る一連の過程の中で行われる活動の基本となるものである。仕組みとしては、最後、勧告に相当する「要請」や、制度改善の「意見表明」などが用意されている。ただし、子どもの思い、考え、意見を伝え、その対応を働きかける中で行われる「調整」活動が有効な方法であると考えられており、こうした活動はわが国の子どものためのオンブズワークの特徴ともなっている▼²³。

(4) 子どもにやさしい自治体と子どもの相談・救済機関

こうした子どもの相談・救済機関が、自治体の他の相談機関とどう違うのかということはしばしば問題とされ



図表3-1 子どもの権利を保障する自治体のイメージ

る。確かに、自治体または地域には子どものための相談機関、特に、教育、心理、発達、子育て、法律など専門的な相談機関がたくさんある。こうした専門相談は、社会的資源として、とても重要であることは言うまでもないが、「〇〇相談」という看板を掲げることで、そういう相談として相談に来るよう、相談者に求めていることになる。しかし、子どもが抱える問題はたいていの場合、相談者自身、何の問題かわからず苦しんだり悩んだりしていることが多い。子どもの相談・救済機関は、そうした子どもの「くるしい」「つらい」「なにかへんだ」といった気持ちを受け止め、相談・救済機関が問題を整理しながら、子どもが「これならできる」と思える解決イメージ・方法で、具体的に改善・解決を図るというものである。

また、子どもの相談・救済機関は、自治体の子どもの権利保障の仕組みの中の一つであることも理解しておく必要がある（図表3-1）。2022年に制定されたこども基本法において、国のレベルではこども家庭庁がこども

施策の司令塔を担うとしているが、こども施策の多くが、国の法律で定められる一方、具体的の権限が自治体（特に、市区町村）に与えられている中、その効果を検証しながら、総合的に実施するのは自治体であり、自治体での工夫こそが今後求められることになる。こうした子どもの権利を総合的に保障する自治体のあり方を「子どもにやさしい自治体」ということがあるが、子どもの相談・救済機関は制度改善を促す機関として重要な位置にあることは意識されてよい。これらは、自治体の“仕組み”である以上、条例すなわち、子ども条例（子どもの権利条例）で整えられることが最もふさわしい。

（5）子どもの相談・救済機関の課題

国連・子どもの権利委員会のわが国に対する第4・5回の総括所見（2019年）で、日本の自治体の相談・救済機関について、「財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる」（パラ12）として、その改善について勧告がなされている。

財政面でいうと、予算に限界があることは承知しているが、少なすぎる予算は、この総括所見での指摘も踏まえて改善が必要である。子どもの相談・救済機関の委員は、非常勤の特別職公務員ということになる。ここでいう非常勤制は、「（人望と識見を有する）民間人がそのままの身分でその職につく」ことを意味している²⁴⁾。こうした子どもの相談・救済機関の予算は、ほとんどは日当制であることが多い。何時間働いても一日の金額が変わらないのはともかくとしても、回数に制限が加わつてくることになると、職務を十分に遂行できなくなり、ひいては独立性を揺るがしかねない。また、活動の要ともいえる委員を補助するいわゆる調査・相談スタッフが配置されていない自治体もあり、また配置されている自治体でも会計年度職員として雇用されることが多く、報酬も低

く身分も不安定である点も問題点として指摘できる。

次に、組織の問題である。あまり指摘されることはないが、子どもの相談・救済機関を支える事務局の問題である。大きく分けて二つのタイプがあるとみられる。一つは、どこの部署にも属さない部と同列の「子どもの相談・救済機関事務局」が置かれているタイプ。もう一つが、既存の○○部○○課の下に事務局が置かれているタイプである。子どもの相談・救済機関の独立性の確保という点では、前者のものがふさわしい。

後者の○○部○○課の下に置かれた事務局の場合、この部署が子どもの相談・救済機関の勧告や意見表明の対象になる可能性があることは容易に想定できるが、さらに、そこに配置された職員は、子どもの相談・救済機関からの指示系統のとは別の、部課の指示系統を持つことになる。二つの指示系統の見解が異なる時、公務員たる職員はどうしても後者を優先する傾向にあり、子どもの相談・救済機関の独立性が揺らぐことになる。子どもの相談・救済機関は、身分を保障された調査専門員、さらに独立の事務局に支えられて初めてその職責を全うできるのであって、独立した事務局の確立は一つの課題である。

4

おわりにかえて——国の子どもコミッショナーはどうあるべきか

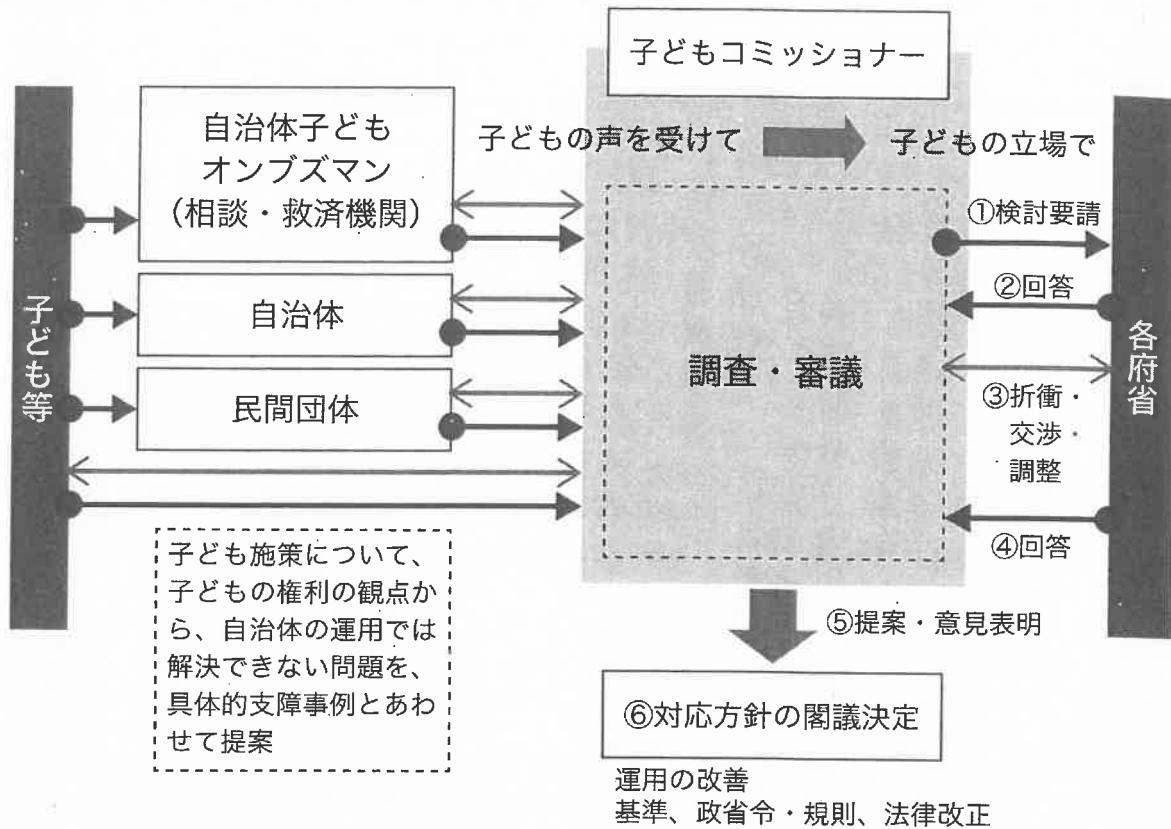
(1) 国に子どもコミッショナーは必要ないのか?

こども基本法で、子どもコミッショナーが今後の課題として先送りされて以降、「国に子どもコミッショナー

が必要である」との雰囲気が必ずしも醸成されているとはいえない。逆に、反対する意見が明確に主張されているわけではないが、しばしば耳にする慎重論は、自治体の子どもの相談・救済機関が増えている現状において、自治体でこれが設置されれば、国には必ず必要なものではないというものである。▼²⁵

しかし、これはわが国のことども施策の法体系を全く見誤った見解である。わが国のことども施策は、そのほとんどが国の法律で根拠づけられる一方、具体的の権限は、自治体、中でも市区町村長に与えられている。したがって、矛盾（権利侵害）は、実際に権限を行使し、または法律に基づく事務事業を展開する自治体の現場で生じる。もちろん、それがもっぱら自治体の法律の運用にかかる問題であれば、地方自治的に解決できるが、たいていの場合、その原因をたどっていくと、法律を所管する省庁が制定する基準、政省令・規則、さらに法律そのものにたどり着くことになる。その意味で、矛盾（権利侵害）が顕在化する自治体において、相談・救済の仕組みが整えられることに合理性がある一方で、こうした法体系を踏まえると、一自治体で起こっていることは他の自治体でも生じうることであり、国での制度改善がなされない限り根本的な解決にならない。

これまで、自治体の子どもの相談・救済機関はかなり無理をして子どもの救済に努めているのであり、現場である自治体で、個別救済に軸足を置いた「オンブズマン・モデル」の子どもの相談・救済機関が整えられる（べきである）として、国においては、少なくとも、国の法律、基準や政省令・規則を含む政府の政策決定に対して制度改善を促す「コミッショナー・モデル」の仕組みは絶対的に必要である。



図表3-2 子どもコミッショナーの制度改善のイメージ

(2) 国の子ども「コミッショナー」はどのようなものとして設置されるべきか——「子どもの声」を、「子どもの立場」で実現する仕組み

子どもコミッショナーの役割は、子どもの思い・考え・意見を代弁するとともに、子どもの権利がどのような状況にあるかを監視し、子どもの最善の利益の観点から、子どもの権利を保護し、促進することにある。そのためにはどのような機関であるべきか、子どもコミッショナーのイメージを描いておきたい。

まず現在、国に、「自治体の声」を、「地方自治の立場」で実現する仕組みがあるということを知つてもらいたい。地方分権改革における「提案募集方式」である。2014年の第4次地方分権一括法以降、導入されたもので、簡単に言うと、国の規制等によって自治体の事務事業につき地方自治を阻害しているという場合に、具体的な支障事例をあげて、内閣府に置かれた地方分権改革有

識者会議の提案募集部会に、改善の要望を提案するものである。第三者的に構成された同部会は、自治体の提案を受けて、地方自治を実現する立場で、各省庁と折衝、交渉、調整を重ね、最終的には、政府の対応方針（閣議決定）に盛り込み、運用の改善、基準、政省令・規則、さらには法律の改正を行うという仕組みである。つまり、国に置かれた仕組みでありながら、「自治体の声」を受けて、「自治体の立場」で地方分権を実現するというものである。

この「○○の声」を受けて、「○○の立場」で実現する仕組みは、子どもの権利保障の場でも応用可能な仕組みである。もちろん、こうした仕組みを構想するにあたっては、国連・子どもの権利委員会の一般的意見2号、パリ原則を踏まえる必要があり、さらに、「子どもの声」を受ける点で、組織だつた自治体の提案のように簡単にいくわけではないが、子どもに関わるステークホルダーが多様にあることを踏まえ、子どもコミッショナーの仕組みに応用することが可能である。特に、オングズマン・モデルの自治体の子どもの相談・救済機関や民間団体の提案に基づづく連携は意識されてよく、子どもの声を多様なルートで受け、これを調査審議したうえで、関係省庁と折衝、交渉、調整をし、最終的には、対応方針を閣議決定し、子どもの権利の保障を阻害している国の事業の運用の改善、基準、政省令・規則、法律の改正につなげていく、こうした仕組みは構想されてよい（図表3-2）。

注

¹ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもコミッショナーはなぜ必要か——子どものSOSに応える人権機関』（明石書店、2023年）p.53（平野裕二執筆）。

2 国連・子どもの権利委員会の日本国政府より提出された報告の審査の最終所見としては、第1回最終所見（1998年）パラ32、第2回総括所見（2004年）パラ14、15、第3回総括所見（2010年）パラ17、18、第

4・5回総括所見（2019年）パラ12とすべての総括所見で勧告がなされている。

3 以上について、筆者は、科研費による調査（課題番号19H01658、研究代表者・内田塔子（東洋大学））で、10月7日にスコットランド・子どもコミッショナーのヒアリング調査を行つており、その聞き取りに基づく。本稿では、この区分にしたがつて、用語を使い分けることとする。

4 この点について、国連・子どもの権利委員会の委員長の大谷美紀子弁護士は、「議論の中で忘れがちになり、後回しにされ、発言権も弱く、人権侵害を受けても裁判所への申立てなど、簡単にはできない子どものために特化した活動を行う人権機関が求められるからなのです。」（前掲書、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編、p.6）とその意義について極めて平易な表現で説明している。

5 注3と同じ科研費による調査で、2022年10月3日にアイルランド・子どもオンブズマンのナイアル・ムルドゥーン（Niall Muldoon）氏のヒアリング調査を行つており、その聞き取りに基づく。

6 ヨーロッパ諸国では、1人のオンブズマンまたはコミッショナーを置くところが多い。こうしたあり方を独任制とすると、日本の自治体の相談・救済機関は、独任制複数または合議制としておかれていることが多い。

7 <https://www.oco.ie/>

8 OCA第10条では、勧告の内容として、①当該措置に関する事項についてねらいに検討がなされる」と、②当該行為の悪影響を是正、緩和または変更するための措置または特定の措置が講じられること、③措置を講じた理由を子どもオンブズマンに伝えることがあげられてくる。また、子どもオンブズマンは、勧告に対する対応を一定期間内に報告するよう求めることが求められる。

9 Ursula Kilkelly, and Emily Logan, *Independent Human Rights Institutions for Children - Protecting and Promoting Children's Rights*, Ireland, Palgrave Macmillan, 2021, p.88. 本書の著者の一人、Emily Loganは、現在の子どもオンブズマンのマルチホール氏の前任の初代子どもオブズマンである。実際の内容について、Ombudsman for Children's Office Annual Report 2021, "Resilience Tested" もだ、平野裕一「アイルランド子どもオブズマン事務所——2021年の活動報告書」(<https://note.com/childrights/n/nc067608de619>)も参照されたい。

10 Ursula Kilkelly, and Emily Logan, op. cit., p.88.
11 Ibid. p.87.においても重要性が指摘されてくる。わが国の自治体の相談・救済機関では、「調整活動」が重要である

とされるが、マルディウーン氏のヒアリングでは、アイルランドでは、「調整（mediation）」という言い方はせず、「個別的解決方法（local resolution）」という言い方をするといわれていた。

- 12 平野裕一「[資料：アイルランド子どもオンラインズマン事務所による相談対応の手引き（2007年）]」（<https://note.com/childrights/n/n38fe43e0339f>）を参照されたい。

- 13 OCA第7条第4項は次のように規定している。「子どもオンラインズマンは、発意により、また、大臣または政府の他の大臣の要請により、子どもの権利および福祉に関するあらゆる事項（立法案の実施による子どもへの影響を含む）について、当該政府の大臣に助言を与える」とができる」。

- 14 子どもオンラインズマンのマルディウーン氏のヒアリング調査では、申立てに対応すること（個別救済）で、1人の子どものケースが、制度全体の改善につながっていくことについて強調されていた。

- 15 この機能について、子どもの権利の促進の機能として理解されており、アイルランドでも、「子どもの権利と福祉の促進（Function to promote rights and welfare of children）」として位置づけられている。

Ibid., p.47.

- 17 *Ibid.*, p.49. アイルランドにおける子ども参加については、平野裕一が詳しく紹介している。平野裕一「アイルランド「子ども・若者参加戦略」」（<https://note.com/childrights/n/n5d497a6b42b0>）・同「アイルランド「意思決定への子ども・若者参加に関する国家枠組み」概要（1）」（<https://note.com/childrights/n/nfcbb818cbd61c>）・同（2）（<https://note.com/childrights/n/n6f23a2778064>）。また、内閣官房「子ども家庭庁設立準備室」「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスのあり方に関する検討委員会」の第3回会合（2022年12月16日）に提出された資料（資料2-1「諸外国の取組の収集 調査対象国の取組」株式会社NTTデータ経営研究所）がある。

- 18 設置自治体や正式名称等の具体的情報は、参照、子どもの権利条約総合研究所「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）一覧」<http://npocrcc.org/data>

- 19 野村武司「わが国における子どもオンラインズペーソン制度の現状と課題」教育法学会年報第50号「教育人権保障の到達点と課題」（有斐閣、2021年）p.100°

- 20 吉永省三『子どものエンパワメントと子どもオンラインズペーソン』（明石書店、2003年）p.206、桜井智恵子『子どもの声を社会へ——子どもオンラインズの挑戦』（岩波新書、2012年）pp.12-13°

- 21 具体的な活動の紹介は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもコミュニケーターはなぜ必要か——子どもSOSに応える人権機関』（明石書店、2023年）pp.113-146で紹介されているので、その解題となるpp.99-

111（筆者執筆）とともに参照されたい。

22 荒牧重人・吉永省二・吉田恒雄、半田勝久『子ども支援の相談・救済』（日本評論社、2008年）pp.32-34（森澤範子執筆）。また、木全和巳『子どもの権利とオンラインワーク』（かもがわ出版、2017年）、特にp.34°吉永省三『子どものエンパワメントと子どもオンラインパーソン』（明石書店、2003年）、桜井智恵子『子どもの声を社会へ——子どもオンラインの挑戦』（岩波新書、2012年）等もあわせて参照されたい。

23 桜井・前掲書pp.26-27° pp.52-68°

24 兼子仁『地方自治法』（岩波新書、1984年）pp.76-77°

25 例えれば、筆者も出席した「子ども基本法等が審議された第208回通常国会・衆議院内閣委員会（2022年4月28日）の参考人質疑において、政府の「子ども政策の推進に係る有識者会議の構成員でもある古賀正義氏（中央大学）は、「国の子どもハミッショナーは必要か」の質問に応え、同有識者会議において、国に関わるところでは、子どものコミュニケーションの議論が進まなかつた」と、教育現場ではステークホルダーがたくさんいるとしたうえで、「今のようないい、地域レベルでやつてしまふことがまず優先される」と述べている。https://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kairoku.nsf/html/kaigiroku/000220820220428023.htm